

令和7年度（2025年度）第1回吹田市景観まちづくり審議会

開催日	令和7年（2025年）7月23日（水曜日）			
開催時間	（開会） 10時00分		（閉会） 12時00分	
場所	吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室			
案件	(1) 会長、副会長の選任について (2) 令和7年度吹田市景観まちづくり活動補助金の交付について【諮問】 (3) その他			
公開・非公開の別	非公開 案件(1)		傍聴人	1名
	公開 案件(2)			
出席者				
委員	会長 久 隆浩		副会長 岡 絵理子	
	秋月 有紀			
	長町 志穂	信藤 勇一	若本 和仁	阿部 泰浩
	井上 大輔			
	亀元 靖彦	綿谷 賢治	樋上 喜宏	湯川 諭嗣
市職員	都市計画部 部長		清水 康司	
	都市計画部 次長		大椋 啓之	
	都市計画室 室長			
	都市計画室 参事		渡辺 玲子	
	都市計画室 主幹		田中 和也	
	都市計画室 主査		酒井 崇	
	都市計画室 主査		郷原 麻矢子	
	都市計画室 主任		亀井 潤也	
	都市計画室 主任		金子 桃子	
都市計画室 係員		浦田 逸樹		
欠席者				
委員	武田 重昭			

令和 7 年度 第 1 回
(2025 年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 令和 7 年 7 月 23 日 (水) 午前 10 時 00 分

場所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

令和7年度第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1.開 会

○渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

○清水都市計画部部长

3.会長・副会長の選任

会長、副会長の選任

○渡辺都市計画室参事

それでは会議次第の2、議事の一つ目、会長、副会長の選任に移らせて頂きます。
会長及び副会長が選任されますまでの間、私が、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

吹田市景観まちづくり条例施行規則第21条の規定により、当審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める、とされております。任期といたしましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございますが、会長及び副会長の選任につきまして、どなたか立候補もしくはご推薦があればお願いたします。

○若本委員

推薦ですが、よろしいですか。

○渡辺都市計画室参事

はい。

○若本委員

まず、会長ですが、景観とまちづくりに大変造詣が深く、あと私もいろんな会議で同席させていただくのですが、非常に議事進行、それから取りまとめも素晴らしい久委員に、それから副会長に関しましては、理論と実践で非常に景観や都市計画に対する造詣の深い岡委員を、この2人を推薦したいと思います。

○渡辺都市計画室参事

若本委員、ありがとうございます。

ご推薦の方がありましたけれども委員の皆様はもう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(賛同)

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございます。

そうしましたら若本委員の方からご推薦いただきまして、委員の皆様からもご賛同いただきましたので、久委員に会長をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○久委員

はい。お引き受けします。

○渡辺都市計画室参事

岡委員には、副会長職をお願いいたしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○岡委員

はい。お引き受けします。

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございます。それでは久委員に会長を、岡委員に副会長をお願いすることといたします。

そうしましたら改めまして会長副会長よりご就任の挨拶をいただきたいと思います。久会長よろしくお願いいたします。

○久会長

それでは推薦いただきましたので皆様方のお力をお借りしながら進めて参りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど少し自己紹介させていただきましたけれども、少し追加で私と吹田市の関わりをお話させていただきたいと思いますが、べったり吹田ということではないのですが、20代後半までは、隣の摂津市の千里丘に住んでおりました。

この辺りの土地勘がおありの方はわかると思いますが、千里丘はほとんどが吹田市と接しているところでございますので、小さい頃から吹田にもよく遊びに来させていただいておりました。

それから高校に行きましたら、府立千里高校ですので、これはもうべったり吹田市ということになりますし、それから卒業した大学は大阪大学ということで、これも吹田市ということで、ご縁がございました。

大学卒業してからも母校のほうで11年ほど助手をさせていただきましたので、そういう

意味ではずっと吹田の近くで、或いは吹田の中で勉強させていただいたということで、この辺りの土地勘も十分ございますので、そういう点からもいろいろご協力させていただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございます。

続きまして岡副会長よろしく願いいたします。

○岡副会長

岡と申します。

私は先ほども申しましたように長らく吹田市の景観にかかわらせていただいておりますが、その中で一番驚いたのがこの吹田市景観まちづくり計画の中で、45の景域を作られたこと。途中段階でも知っていたんですが、これは難しいだろうと私は思っていました、最後まで作り上げられました。これは授業でも使わせていただいております、吹田市の方に授業に来ていただいて説明いただいたり、なかなか公共交通では行きにくいところもふくめて吹田市のことをあまり知らない関大の学生に、吹田市の景観を知ってもらうために活用させていただいております。

またこれに従って、吹田市の景観を作っておられるというのが素晴らしいなと思いつつながら、関わらせていただく喜びも感じております。

よろしく願いいたします。

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございました。

それでは本日の案件の諮問書を部長の清水より、久会長にお渡しをさせていただきます。

これからの会議の進行につきましては、久会長にお願いすることにいたします。よろしく願いいたします

4.会議進行

○久会長

それでは私の方で進行させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは議事に入ります前に本日の傍聴者の確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

本日1名の傍聴人がおられます。

○久会長

入室をお願いします。

それでは議案の第1号。本日はこの1件のみでございますが、まずは事務局から説明いただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

5.案件説明

令和7年吹田市景観まちづくり活動補助金の交付について

都市計画室景観担当の浦田です。議案第1号令和7年度吹田市景観まちづくり活動補助金の交付について、説明させていただきます。議案書をお手元にご用意いただき、前方スクリーンをご覧ください。

まずはじめに、吹田市景観まちづくり活動補助金について説明いたします。本補助金は、吹田市景観まちづくり条例に規定する支援のひとつの形です。景観まちづくり条例第14条に、景観まちづくり活動団体への支援、第15条に、景観協定の締結及び適正な運用に係る支援、第16条に、その他の活動についての項目が定められています。16条には「その他の景観まちづくりに係る活動について必要があると認めるときは、その活動をする者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする」とあり、さらに「支援をしようとするときには、審議会の意見を聴かなければならない」とされていることから、今回本審議会にお諮りさせていただくものです。

このスライドでは景観まちづくり活動補助金に関する条例、要領、要項の関係について、簡単に説明しています。吹田市景観まちづくり条例では、景観まちづくり活動への支援等について、必要な事項を定めています。吹田市景観まちづくり活動補助金交付要領は、参考資料1として皆さんにお配りしているものであり、条例に基づき、景観まちづくりに寄与する活動を行うものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定めたものです。吹田市景観まちづくり活動補助金募集要項は、参考資料2としてお配りしているもので、上記要領に定めている「補助の対象となる事業」を募集するに際して、応募の条件や募集期間などの詳細を定めたもので、毎年度、作成しています。

今年度の景観まちづくり活動補助金募集要項の概要について説明させていただきます。1つ目に、本補助金の目的としまして、吹田市景観まちづくり活動補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で、景観まちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、景観まちづくりに寄与する活動を積極的に支援するとともに、市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化を図ることを目的としています。

2つ目に、応募できる者は、「吹田市内で活動する、市民10人以上で組織される団体」、若しくは、「吹田市内で景観協定を締結しようとしている、土地所有者等3人以上を構成員とする団体」のいずれかとなっております。なお、市民とは、市内に在住、在勤、在学されている方を指します。

3つ目に、対象事業は、次の(1)から(5)までのすべての項目に該当することが必要

です。

- (1) 市民が主体的かつ、継続的に吹田市内で行う活動、
- (2) 今後構成員又は、事業の発展が見込まれること。
- (3) 他の制度による補助金等を受けていないこと。
- (4) 営利及び宗教或いは政治を目的としないこと。
- (5) 景観まちづくりに関する市民意識の向上につながる活動であること。

となっております。

4つ目に、補助金額は、補助対象額の2分の1以内で、10万円を限度としています。今年度の予算は10万円です。

次に、これまでに景観まちづくり活動補助金を交付した団体の事例を紹介します。左は、平成30年度に補助金を交付した南吹田駅まちづくり推進市民協議会の写真です。南吹田駅周辺のまちづくりに活用できるマナーブックの作成を行いました。右は、令和元年度に補助金を交付した山田西ショッピングタウン商店会の写真です。商店街リニューアルに向けた社会実験などを行いました。

ここからは、今年度の申請団体及び申請内容についてご説明させていただきます。お手元の議案書をご覧ください。議案書を1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。今年度の申請についてですが、申請者は江坂企業協議会。事業の名称は「アドプトロード・ESAKAによる道路景観魅力向上事業」です。交付申請額は10万円です。

議案書の2ページをご覧ください。申請団体の概要ですが、団体名は江坂企業協議会。1978年8月10日に設立された団体です。設立目的は、『住みよい地域は連帯の輪から』という私たちのモットーの下、地域企業・住民そして行政が一体となって、地域の発展に努める。です。こちらの団体は江坂駅周辺の企業が集まって、江坂駅周辺地域の発展をめざした企業の自治会のような団体です。

主な活動内容・活動実績は、このように多岐にわたる活動を実施されています。この中のひとつがアドプトロード支援です。

江坂企業協議会が行っているアドプトロードですが、大阪府が管理している道路について、地域住民団体等と大阪府が協定を結び、地域住民団体等に道路の美化活動を行ってもらう制度です。江坂企業協議会は、平成14年から大阪府が管理する国道423号線(新御堂筋)および国道479号線(内環状線)の道路美化活動を行っています。

団体の構成員は、吹田市内所在会社 166社であり、募集要項の「吹田市内で活動する、市民10人以上で組織される団体」という要件を満たしています。

ここからは、申請団体の活動内容の詳細について、ご説明させていただきます。こちらは付近見取図です。青色の範囲がアドプトロード支援の活動場所で、江坂駅を中心に東西方向の国道479号線と南北方向の国道423号線の一部も含まれています。活動場所の近隣には、名神高速道路、糸田川などがあります。

申請団体のアドプトロード支援の活動では、月1回程度のごみ拾いなどを行う「道路清掃」と、フラワーポットの管理を行う「緑化活動」を主に行っています。こちらの写真は、

年に3回行っているフラワーポットの花の植え替えの様子です。植え替えた後のフラワーポットの日常管理も行っています。

なお、江坂企業協議会が年3回行う植え替えのうち、3月に行う植え替え用の花苗の一部は、江坂大池小学校の1年生に育ててもらい提供を受けているとのことです。

こちらの写真は、実際に緑化活動で花を植え替えたフラワーポットの写真です。

こちらは付近見取図から拡大した航空写真です。赤色部分が緑化活動を行っている範囲で、沿道に設置されているフラワーポットのうち、32基のフラワーポットで花の植え替えを江坂企業協議会が行っています。江坂企業協議会が管理していないフラワーポットもあり、それらには低木が植えられえているものや、何も植えられていないものもあります。

ここから議案書に戻ります。議案書の3ページをご覧ください。事業の目的として、「①事業を実施する前提となった問題点、社会背景等」は、平成14年から長年にわたって継続的に活動されてきましたが、近年沿道企業や店舗の入れ替わりなどの理由により、フラワーポットの維持管理が行き届かないものが増えてきているということです。景観担当が江坂企業協議会に詳しく聞き取りを行ったところ、管理が行き届かないフラワーポットにはゴミが投棄されるなど、まちの環境が悪化する原因にもなっているようです。また、フラワーポットの場所が点在しているため、花を植えても花の咲いたフラワーポットがまとまっておらず、連続性のある良好なまとまりがある道路景観を形成出来ていないことが課題となっており、これらを何か解決できないかと考えておられます。

「②事業を実施することにより期待される効果」は、江坂の玄関口である江坂駅周辺を重点活動地域と位置付けて、重点活動地域のフラワーポットに集中的に花を植えることにより、今まで以上に多くの方の目に触れる事が期待できる。このことにより、身近な街への愛着を育むことが出来るとともに、夜間や週末にごみ等が散乱してしまう当該地において、駅前美化への一定の効果が見込めるのではないかと考えておられます。また、植える花の一部は、地域の小学生に花苗を育ててもらい、その育ててもらった苗を植えており、そのこともより広く周知をしたいとのことです。

写真中央の黄色い線で囲っている部分が、今後、重点的に活動を予定しているエリアです。

議案書の4ページをご覧ください。こちらは今年度の事業実施スケジュールです。団体のフラワーポット管理活動と、江坂大池小学校での花苗育成活動を分けて表示しております。1回目の花の植え替えは6月5日に実施しております。2回目は11月、3回目は3月と年3回植え替えます。江坂大池小学校で育ててもらおうための花の種植えを10月に江坂企業協議会が行い、育った苗を11月に小学校に引き渡して植え付け、小学生に花苗を大きくするお世話をしてもらいます。そこから小学生に育ててもらった花苗を2月に引き取り、3月に道路沿いのフラワーポットに植え付けます。こちらに記載はしていませんが、日常的なフラワーポットの維持管理も行っています。

議案書4ページ及び5ページを引き続きご覧ください。本事業の自己PRの内容としては

1.目的適合性・共感性。大人・子ども／市民・企業が連携をもって過去から継続的に

てきた事業であるが、事業の重点活動を明確にすることによって、道路景観の魅力をより向上させることができ、通行者にも身近な地域への愛着を育むことができる。

2.先駆性。アドプト（お互いが自分のものとして受け入れ、お世話する）という理念を常に意識して行う事業は大変重要である。

3.発展普及性。当活動の考え方をホームページ、会報などで積極的にPRすることにより、江坂以外の市内各所で同様の取り組みに発展することを期待している。

4.実現性。過去より継続している事業であり、今までの実績は十分であると考えているが、今回の補助を受けることにより、活動内容の充実をすることができ、より一層、道路景観の魅力向上が実現可能になると考える。

5.自立性。充実した活動内容をきっかけに、当事業に携わる人の裾野を広げて、継続して取り組んでいけるようにしていく。

としています。

議案書の6ページをご覧ください。収支予算書の収入は、当該補助金が10万円、NPO法人吹田江坂ビジョン21からの支出金が10万円、江坂企業事業費が86万円で合計106万円となります。

支出につきましては、補助対象経費として花壇管理等消耗品費が86万円、チラシ等印刷費が10万円で合わせて96万円となります。補助対象経費96万円と補助対象外経費の10万円を合わせて、合計106万円となり収入と支出金額が一致しております。なお、募集要項で定めている「補助金額」は、補助対象額の2分の1以内で、10万円を限度としておりますので、この事業は、補助対象経費の額が96万円であり、その2分の1の額が10万円を上回っていることから、補助金10万円を交付できる要件を満たしております。

こちらは、ここまでご確認いただいた申請内容が、募集要項の補助対象事業要件と合致しているかを確認した表です。(1)の内容は、吹田市内所在会社が166社あり、市内在勤の方も市民に含むため、要件を満たしています。(2)の内容は、事業のPRにも力を入れるとのことだったため、発展が見込まれます。(3)の内容は、他の制度による補助金等は受けていません。(4)の内容は、申請書およびヒアリングにより補助申請事業が目的に沿った活動であることを確認しております。(5)の内容は、市民意識の向上につながると判断できます。以上により、補助対象事業の要件を満たしていると判断しております。

当該活動場所は、本市の景観まちづくり計画で景域31の江坂駅界隈に位置付けており、景観まちづくり方針は「沿道の街路樹や植栽の保全・育成、広告物の整理を進め、魅力とにぎわいのある拠点としての景観をはぐくむ」としております。また、より細かな方針として「敷際に花や緑を演出し、緑豊かな景観の形成を図る」や、「眺めを楽しみ、歩きたくなる景観づくりや憩いの場となる空間の演出に努める」があり、今回の申請については、本市の景観まちづくり計画で目指すべき方向性と合致しているものと考えます。

本市が期待する活動の効果としては、利用者の多い江坂駅周辺に花が咲くフラワーポイントが増えることで、ごみが減り道路美化の効果が高まる。効果的なPRが行われることで、身近なまちの愛着が高まり市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化が期待できる。

こういった内容となっており、視覚的に種類が統一された多くの花が咲いているエリアを駅周辺に作り出すことが出来れば、ごみのポイ捨てを抑制するといった道路美化の効果も期待されるとともに、現活動でも江坂大池小学校の小学生も活動に加わっていますが、それをPRすることで、より多くの人々が活動に携わるきっかけとなり、将来的には景観まちづくり活動のさらなる活性化を期待します。

今回の諮問までの経過ですが、本年度の景観まちづくり活動補助金は令和7年4月1日から5月9日まで募集をいたしました。応募は1件あり、5月30日の吹田市景観アドバイザー会議で意見を頂き、本日の諮問となっております。

吹田市景観アドバイザー会議では、「今回の申し込みを契機として、団体がさらに発展していけばいい。」「今回、広報に力を入れていくということだが、市の各室課とも連携・協働してはどうか。」「吹田市景観アドバイザー派遣は、市民にとって無料で利用できるのもっと活用していいと思う。」など、関係室課との連携や、景観アドバイザー派遣の積極的な活用等の様々なご意見をいただきました。

以上が申請内容の説明でございます。

景観まちづくりに寄与した活動であり、補助要件を満たしているため、申請額のとおり、「江坂企業協議会」に10万円を交付したく、当審議会に諮問します。ご意見等いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。久会長よろしく願いいたします。

6.質疑応答

○久会長

ありがとうございます。

それではただいまの内容につきまして、何かご質問ご意見ございましたらお出しただければ。

どうぞ。

○湯川委員

フラワーポットの管理というのは、アドプトロードの委員の方が、全部、各ポットの管理をしているということですかね。水やりとか、植替え、雑草も生えますよね。それを全部やっているということですかね。

私も家庭菜園をやっているのでよくわかりますが、植物は夏場になるとすぐ水を欲しがるので、夏になると枯れやすい。そういうものに対してどういうふうに水やりをしているのか。管理をもっと楽にする方法としては、僕らのマンションでもやっていますが、自動散水っていうものがあります。給水栓は必要になりますが、そのあたりはどうですか。そういう話はありますか。

○田中都市計画室主幹

ご質問ありがとうございます。

まず管理の方につきましては、説明の中できちんと説明できなかったかもしれませんが、全体的に 190 ヶ所ほど内環状線沿いにフラワーポットがあります。基本的にはフラワーポットがある目の前の店舗や事務所の方が、その前面のポットをお世話するという事になっています。ただし、現在の社会情勢等によりまして、お店の入れ替わりなどで管理がなかなかできないというところに関しては、今回申請をされた江坂企業協議会がフラワーポットを引き取られて管理をされている、そういった管理体系になっております。

水やりの方に関しては、基本的には自動散水をつけるというのは、ポットが道路上にあるものなので法律的にもなかなか難しい状況もあります。そこまでできるかというのは各所に調整をしないとイケない状況もあるんですけども、現時点では日常的な除草や、じょうろで水をやられたりとかっていうのを含めて、人の手で行われているというふうに聞いております。

○湯川委員

ポットの割り当はしているわけですね。ここは A 商店、ここは B 商店がやるとかいうように。

○田中都市計画室主幹

そうです。基本的には、例えば銀行の前にあるポットは銀行で管理してださいねとか、そういう形で割り振りされています。平成 14 年からそういう制度がスタートしたんですけども、お店の入れ替わりとかで管理ができなくなったポットについては、江坂企業協議会が引き取られるというような形で管理をされています。

○久会長

はい。ありがとうございます。

企業数も約 180 社近く参加をさせていただいておりますので、その方々が自ら手入れをしていくっていうのを、大切にされていると、いうようなことだと思いますので、その辺りはこれからも十分やっていただけるんじゃないかなと期待はしております。

他、いかがでしょうか。

○岡副会長

質問ですけども。そもそもこのフラワーポットがよくよく見ると、ガードレールがわりになっているようなところがあります。ガードレールが全くなくてフラワーポットだけが並んでいて、人がすり抜けられないように間隔が狭く置いていたりとか。何か役割がもともとあるもののような気がするのですが、そういう理解でよろしいですか。

○田中都市計画室主幹

まずこの道路ですけれども、ここは国道で、管理は大阪府の茨木土木事務所がされています。

フラワーポットがガードレール代わりなのかっていうところは確認できてはいないんですけども、歩道に横断防止のためと思われる柵がついているところもあります。フラワーポットが横断防止の役割も兼ねているかについての確認はできておりません。

○岡副会長

鉄柵のないところにフラワーポットがあつたり、両方ともあつたりとかいろいろです。だからそもそも、フラワーポットを置くか柵をつけるか、みたいな選択肢の中で、景観のことは本来考えなきゃいけなかったのではないかと思います。柵をつけるよりもポットがいいよねという話で維持管理をして、綺麗にさせていただくというふうな意味なのかなあと思っているんですけども、その辺のところは確認が取れないということですね。

○田中都市計画室主幹

すみません、現時点では確認ができていないので正確なお答えができないということではあるんですが、フラワーポットの所有は大阪府ですので、もしかしたら岡副会長がおっしゃられた意味合いも含めて、置かれたのかもしれない。

ポットの移動とか、そういったことは江坂企業協議会では一切できないということはおっしゃっていました。基本的には、ポットの撤去や移動というのは、茨木土木事務所に依頼をして行うということは江坂企業協議会へのヒアリングで聞いております。

○岡副会長

フラワーポットの管理が難しいので撤去したいという話になったら、茨木土木事務所が、代わりに柵をつけましょうっていう話になる可能性もあるということですね。ちょっとどちらがいいのかよくわかりませんが。

○田中都市計画室主幹

そうですね。事前のヒアリングの中での情報になりますが、現時点でフラワーポットは190ヶ所があるんですけども、平成14年に始められた時にはもっと基数があつたと。なかなか日常的な管理が難しかったということもあり、数を減らされたということは聞いております。

もし今後そういった整理の中で、フラワーポットをなくすことにより、横断の危険ができて危ないというような話になれば、横断防止柵がつくこともあり得ると思っております。

○岡副会長

このフラワーポットがなぜあるのかなっていうのが、そもそもの疑問でした。説明ありがとうございます

○樋上委員

長年、こういう活動をされて非常に貴重な活動だと思っていて、本当に続けていただきたいなと思っています。それと小学校と共同してやっておられるというのも非常に素晴らしいなと思ってお話は聞いているんですけども、その「市の期待」というところで、効果的なPRを行っていくっていうポイントでお話をされていたと思うのですが。資料4ページの一番下のところ、発展普及性っていうところです。これは質問ですけども、活動の考え方はホームページ、会報などでPRするとおっしゃっているのですが、これってというのは、この申請の江坂企業協議会のホームページと会報ということでしょうか。

○田中都市計画室主幹

団体が申請をお出しになられた時にヒアリングをした際には、江坂企業協議会のホームページや、その会報などをベースにしながらPRができたらなということをおっしゃっていたんですけども、より効果的なPRということであれば、もっと様々な手法があるかなというふうに市としても考えておりますので、その辺は我々としても研究していきながら、申請団体にもお伝えして、より効果的なPRになるようにアドバイスをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○樋上委員

企業のホームページとか会報とかを、一般の方が見る機会というのはなかなかなくて、難しいかなと思うので、簡単なお話では、例えばの話ですけども、花が植えられたところに、「小学校と一緒に花植えをしています」と書いたプレートを置くと、それを見た人がごみを捨てにくくなるような形にもなります。景観って花を見て「綺麗だなー」だけじゃなくて、そういう活動がわかると気持ちがほっとして、それも景観の一つだと思いますので、そういうできることから、補助金を使うのか、会費でやっていただくのかは別にして、もうちょっと身近なところからそういう工夫ができないかなと思います。非常に手間がかかるんですけど、今やっぱりSNSを見る人が多いので、更新は大変だと思いますが、そんなところも工夫していただけたらなというふうには思います。

○田中都市計画室主幹

ご意見ありがとうございます。

現時点でも江坂企業協議会で、小学生に書いてもらったちょっとしたプレートみたいなものを置いていらっしゃったりとかするのですが、なかなか皆さんに気づかれることが少なくってというところもあります。小学校と連携してすごく良い活動されているので、そういった活動をより多くの方に知っていただく、効果的なPRの手法は考えていきたいなと思っています。また、景観担当では公式のインスタグラムでSNSをやっておりますので、そういうところでも連携しながらですね、市としても発信するというような形でPRをしていければいいなというふうに考えているところでございます。

○久会長

ありがとうございます。

先ほど説明の中でもNPO法人江坂ビジョン21というのが出てきましたけれども、実は30数年前に、私も一緒にこの江坂ビジョンを作らせていただきまして、そこも含めてですね、かなりこの辺りのまちづくりを頑張っていたいただいています。クリスマスイルミネーションも自らやっておられますし、それから音楽イベントなんかもやっていますよね。100万円ちょっとの予算書が出てきていますけども、これの十倍近いお金を出しながら、皆さんでいろいろ地域の活性化を頑張っていたいただいているところですので、そういうところも含めて、せっかくのこういうところで、吹田市との協働を望んでいらっしゃるので、この事業だけではなくて、江坂企業協議会全体の地域活性化事業を、市役所としても、うまく増やしていただくような、そんなこともできてきたらいいなと期待をしております。

他いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それではお諮りをさせていただきます。第1号議案につきまして原案の通り承認することにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○久会長

はい。ありがとうございます。

それでは異議がないということでございますので、議案第1号議案の通り承認をさせていただきます。

ちなみにこの江坂大池小学校で花を育てていただいているのは、かつて大阪府が花苗事業ということで、やられていたその延長線上ということでよろしいですね。

○田中都市計画室主幹

久会長のおっしゃられる通り、大阪府の花苗事業でやられていたんですけども、花苗事業も期限がありまして、5年で終わりということになりますので、それ以降は江坂企業協議会が引き継がれて、現在もやられてらっしゃるということでございます。

○久会長

他のところでも私、花苗事業を使っている地域を応援してきたんですけども、大体お金がなくなると辞めてしまうというところが多い中、江坂はさすがにそういうことも含めて自分たちで頑張って継続していただいているということで、そういうところも非常に感服するという、敬意を表してるところでございます。

7.その他

○久会長

それでは本日予定をしておりました案件は以上でございますが、まずは、せっかくの機会でございます。委員の皆様から何かその他案件ございますでしょうか。

○湯川委員

ちょっと公園のことについて、いいですか。

公園も一応景観まちづくりに関係していると思うんですね。

吹田市の公園等、公園とか遊園という表現とかいろんな表現がありまして、全部で8種類の種別がある。吹田市の公園等は、全部で535ヶ所あります。吹田市のある公園では、雑草がすごく生えていて関係部署に電話したら、自治会と子供会が管理をしているという事でした。草刈りを年2回やっているが、草刈り機なども使えないので、きちんと除草が出来ていない状況です。公園の除草管理について、吹田市にきちんとした対応をお願いしたいと思います。

また、公園のトイレについても状態がひどいものが見受けられるので、適正に管理をしていただきたい。

○久会長

おそらく前半の話は、自治会が子供会と一緒に管理をされているということですので、多分地域の中でもそういう問題意識を持ってらっしゃる方もおられると思うんですね。ですから自治会を中心にお話をさせていただくというのも、一つの重要なポイントではないかなあというふうには思っております。その辺りがなかなかね、総会とか役員会以外のところで、声を上げる機会が今の自治会ではないのかなとは思うんですけれど。

先ほど茨木土木事務所の話が出ましたけども、茨木市では商工会議所がいつも2ヶ月に1度、定例的にみんなで集まって情報交換会をやっているんですね。そういう機会があれば、気がついた方々が、今の問題意識を出していただいて地域でどうするかっていう議論ができると思うんですが、ぜひともそういうところをですね、その地域にも作っていただくと嬉しいなと思います。

○湯川委員

公園の除草については、市が引き受ける事はできないのでしょうか。

○久会長

その辺りも地域で議論できるといいなというふうに思っております。

吹田市でもうすでにやられているなら教えていただきたいのですが、こういう道路とか公園とかのパトロールはなかなか十分にできないので、最近LINE等を通じて、市民の方々から写真つきで、こういう現状を教えていただけるようなシステムがありますけれ

ども、吹田市でもやっていますか。

○田中都市計画室主幹

現在LINE通報ということで、道路上の不具合や公園の不具合も通報できるようなシステムを稼働しております。

○久会長

そういうのを使っていただきながら、適宜状況を市に伝えていただくと、市の動きも速くなるのかなと期待をしております。

○樋上委員

今の話に関連しての話ですが、きっと特定の場所だけじゃなくて、市域のほかのところでもあるのかなと思ってお話を伺っていて、きっと困っておられる人が多いのではないかと思います。ただ、市役所の方でもそこまで手が回らない。管理費がそこまでないっていうのも現状かなと思っています。

そしたら、今大きい公園もあるし、小さい公園もあるし、今後どうしていくの、今後の方向性としてどうしていくのか。今、草が生えていてどうしようという目の前の問題だけではなく、将来的に今の公園を本当に継続していくのか。違う用途で、いわゆる集約していくのかみたいな考えがあるのであれば、少しは見通しも見えてくるのかなあとと思います。

もう一つは、今ある公園だけではなく、新しく住宅が建てられるとまた小さな公園が出来ていくという現状があるのかなと思っております。今こういう問題がある中で、新たな小さな公園を作っていくことは問題がさらに大きくなるという話にもなりかねないので。そこは公園部局ではなく、都市計画部の今後のまちづくりの考え方かと思うのですが、その辺の考えみたいなものはあるのでしょうか。

○清水都市計画部部長

公園の数につきまして、先ほどあったように 500 数十箇所あります。大きな公園小さな公園とあります。利用率の高いところと、低いところ、特にニュータウンについては、小規模な遊園が数多くありまして、なかなかその維持管理が行き届いていないのが現実です。今は公園の遊具の更新、樹木の適正管理っていうところも含めて、どうあるべきかという議論はしているところではありますけれども、やはりお金がかかる話ですので、継続的に施設更新をしているところは、お時間かかりますけれども今随時やっています。これはなぜやっているかっていうと、遊具でケガをされるお子さんとか、利用者の方がけがすることがないよう、そこは積極的に取り組んでいますけれども、やはり充てる財源が限られているので、そこは計画的にさせていただいているというのが現状です。

それとあと、開発行為によって提供公園をいただくんですけども。これも都市計画部というよりも、公園部局の中でもいろんな議論があります。やはり管理物件が増えていくという

ことになるので、その今後の管理をどうするのかっていうところと、緑の基本計画という計画の中においては、緑被率を高めていきたいと思いますということになっています。公園・遊園を作ることによって、緑被率が劇的に上がってくるかということではないんですけども、やはり地域の皆さんに使っていただく公園・遊園という形で、今は提供いただいているというのが現状です。

ただその時に、できるだけ管理の手間がかからないような仕掛け、仕組みっていうところを今公園部局の方で考えていて、できるだけ高木より中木、もしくは雑草が生えないような何か仕掛けができないのかというそこら辺は、公園部局としてもすごく工夫はしているところかなというふうに思っています。今すぐにお答えをこの場でできるかということ、そうではないんですけども、そこは我々も意識を持って取り組んでいるところでございますので。すぐには答え出ませんけれども、温かく見守っていただければと思いますし、何かあればまたご意見賜ればと思います。

○湯川委員

全部で 535 の公園があるじゃないですか。ある地域では遊園の少し離れた先にまた小さな遊園があるところもある。そういう遊園は見るからに使われている様子もない。使用状況を確認した上で、廃止をしていけば公園の管理は楽になるし、経費も軽減されるのではないかなと思うが、そのあたりはどうですか。

○久会長

はい。それは管理を軽減するというところでもあると思うんですけども、一方どうするのかっていうのも地域の全体の問題ですよ。それをきちんと議論をして、廃止するんだったら廃止をするっていうお願いを市役所にする、或いは自分たちで管理しようじゃないかっていう話になったらそういう形で進めていく。そのためにも、市役所ではなくてまず地域で話し合っただけのような場を是非とも設定していただくとありがたいなと思うし、市役所もですね、できませんっていうので返すのではなく、まずはこういうような地域できちんと話し合っただけいきたいと思います。是非ともそこら辺、考えていただければと思います。

ちょっと景観からはずれますけれども、今摂津市で、市民協働のまちづくり委員会が始まりまして、この前の、自治会連合会の会長さんがおっしゃっていたことが今と関係するんですが、自治会の役割の一つの大きな柱として、地域の意見をまとめて市役所に要望するっていうのが、自治会の役割だったということを思っていたんですけども、実はその前に、自分たちでできることもあるんじゃないかと。それやるのが本来の自治なので、摂津市では自治会連合会からも各自治会に、自分たちでやれることをやろうよっていうような、そういう呼びかけをしたいということをおっしゃっていたので、そこが多分、これから吹田市としてもとても重要になってくる話ではないかなあと思いましたので、またいろいろお考えいただければと思います。何でもかんでも市役所がやれるわけではないので、そこら辺うまく

いわゆる協働をどのように進めていけるかっていうのを、この公園管理も含めて、ハード部局もそろそろ積極的に考えていく時期ではないのかなと思いますので、そこもいろいろご検討いただきたいと思います。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日、湯川委員がこういうお話をこの審議会でやっていただくこと等も、実はなかなか市民レベルでこういう声を上げていく機会がないということの裏返しでもあるのかなと思いますので、そこら辺もいろんな方々の声が十分に聞けるような、そういう場面・機会をどんどん作っていただければ、嬉しいなと思っております。

それでは少し時間が延びましたけれども、あと、事務局から連絡等ございましたらよろしくをお願いします。

すいませんが、傍聴者の方はここで終了でございますのでご退出いただければと思います。

8.事務連絡

○渡辺都市計画室参事

本日は貴重なご意見ありがとうございました。まず補助金の諮問に関して、補助金を交付するということだけでなく、我々行政の方もよりよい道路景観の活性化に向けてお手伝いをしていきたいなと思っておりますので、PRの方も含め、1年間かけて、支援をしていきたいなというふうに思っております。また年度明けまして、活動の報告というのを審議会の方にさせていただく機会もございますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

また、その他ということで、公園等につきましても様々意見交換の方をさせていただいてありがとうございます。審議会で景観の視点からもこういった意見があったことは担当部局の方にもきちっとお伝えをさせていただきますとともに、本審議会の記録ですね、一応議事の方を保管して公開することになるんですけれども、その保管の仕方につきましては、よろしければちょっと会長副会長の方と我々事務局の方で整理をさせていただくということで、ご一任いただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

○委員一同

賛同

○渡辺都市計画室参事

会長副会長もよろしいですか。

○久会長

はい。

○岡副会長

はい。

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございます。意見が出たということを引き残ささせていただきたいと思っております。

そうしましたら、連絡事項ですけれども、前期の昨年度 2 月の方にご出席いただきました委員の方々については記憶に新しいのかなと思いますが、本市の北部の方にあります北千里駅前の市街地再開発事業について、次回ご報告させていただきますということで前回お話をさせていただいておりました。本日の議題の方にはそちらの方載せておりませんが、様々現在市の方で検討を進めておりました、また次回以降の本審議会に、改めてご報告をさせていただきますたく、今回は報告を見送ったという次第でございます。また改めてご報告の際には、ご案内の方をさせていただきたいと思っております。

また次回の審議会の時期ですけれども、今年の 10 月から 11 月ごろの開催を予定しております。日程の調整につきましては、改めて委員の皆様にもメールを送らせていただきますので、大変恐縮ですけれどもご都合のほどを事務局の方にご返信いただくようによろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○久会長

ありがとうございました。

それではこれで本日の審議会を終了いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。